

## 農地・農業用施設が被災した皆様へ

農地及び農業用施設(農地農業用施設機能回復事業)	
対象者	助成要件
農地及び農業用施設の所有者、使用者及び管理団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月3日の集中豪雨により被災した農地及び農業用施設が対象</li> <li>・1箇所の土砂流入量が5㎡以上</li> <li>・農地(荒廃地は対象外)、農業用施設への流入土砂撤去等</li> <li>・1地区当たり2万円を限度に助成(重機の借上料等)</li> <li>・ただし、2万円未満の場合は該当経費の額</li> <li>・他事業の対象となっていないこと</li> <li>・着手前に申請が必要です。</li> </ul>
※自ら重機を借りて農地の土砂撤去を実施する場合はこちらの事業が対象となります。	

農業用施設(農業用水路など)土砂撤去を管理団体等で作業した場合 [新規事業]			
対象者	☆農業用施設の土砂撤去		
	作業種別	土砂撤去量	支給額
農業用施設の所有者、使用者及び管理団体 ※受益者2名以上で維持管理している農業用施設	人力施工	5㎡以上10㎡未満	2万円
		10㎡以上	4万円
	重機施工	5㎡以上20㎡未満	2万円
		20㎡以上	4万円
提出書類	支給要件		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用施設維持管理事業実施報告書</li> <li>・作業証明書 (水利組合長、組合員等の証明)</li> <li>・土量のわかる状況写真等</li> <li>・完成写真</li> <li>・請求書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月3日の集中豪雨により被災した農業用施設を対象とします。</li> <li>・既に土砂等を撤去された場合はご相談ください。</li> <li>・受付は令和2年3月末日を限度とします。</li> <li>・農業用施設に対する他の補助事業等との重複はできません。 (ただし、既に農地農業用施設機能回復事業助成金を申請し、20㎡以上の土砂撤去をされた場合は相談ください。)</li> <li>・1つの農業用施設に対し、1回のみのお支給とします。</li> </ul>		

### 【問い合わせ先】

新見市農林課耕地係	TEL 72-6131
大佐支局地域振興課	TEL 98-2111
神郷支局地域振興課	TEL 92-6112
哲多支局地域振興課	TEL 96-2112
哲西支局地域振興課	TEL 94-2112